担当部署: 建設水道課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第85条の2第5項
法令番号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第85条の2第5項の規定による。

(住宅先行建設区への換地の申出等)

- 5 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要 件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地について の換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要 件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。
 - (1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することがで きるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。
 - (2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収 益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しな いこと。
 - (3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過 する日までに、建設計画に従って住宅が建設されることが確実であると見込まれること。

標準処理期間 30日 備考

設定年月日 令和3年4月1日 最終変更年月日 年 月